

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成26年10月28日
<b>【会社名】</b>	東京エレクトロン デバイス株式会社
<b>【英訳名】</b>	TOKYO ELECTRON DEVICE LIMITED
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 栗 木 康 幸
<b>【本店の所在の場所】</b>	神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地4
<b>【電話番号】</b>	045-443-4000（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	総務部長 土 肥 健 史
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地4
<b>【電話番号】</b>	045-443-4000（代表）
<b>【事務連絡者氏名】</b>	総務部長 土 肥 健 史
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 713,583,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	481,500株	単元株式数 100株

- (注) 1 平成26年10月28日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	481,500株	713,583,000	
一般募集			
計（総発行株式）	481,500株	713,583,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,482		100株	平成26年11月20日		平成26年11月20日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものいたします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
東京エレクトロン デバイス株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地4

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
713,583,000		713,583,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額713,583,000円については、平成26年11月20日以降、借入金の返済及び買掛金の支払いなど運転資金の一部に充当する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要(平成26年10月28日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株E S O P信託口)
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

##### b 提出者と割当予定先との間の関係(平成26年10月28日現在)

##### <日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)>

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、資金借入取引があります。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

##### イ) 役員報酬B I P信託の内容

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約(以下、「B I P信託契約」といい、B I P信託契約に基づき設定される信託を「B I P信託」という。)を締結し、B I P信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)といたします。

## ロ) 概要

B I P 信託とは、業績目標の達成度に応じて取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、「取締役」という。）に当社株式が交付される業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）であります。

本制度では、取締役のうち受益者要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。なお、B I P 信託契約は、信託管理人である公認会計士 三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）が取得した当社株式は、B I P 信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付いたします。

B I P 信託は株式交付規程に従い、取締役の退任時に、一定の受益者要件を満たす取締役に對して、毎事業年度における業績目標の達成度に応じて決定される株数の当社株式を交付いたします。当該交付については、当社又は信託管理人から受託者である三菱 U F J 信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、B I P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権については、信託期間を通じ、行使しないものといたします。

なお、三菱 U F J 信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して B I P 信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担については、三菱 U F J 信託銀行株式会社が、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下、「具体的 B I P 信託事務」という。）について担当いたします。

この具体的 B I P 信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱 U F J 信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱 U F J 信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱 U F J 信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社といたします。

なお、三菱 U F J 信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

## 八) 参考（本制度の概要）

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成26年11月17日（予定）
信託の期間	平成26年11月17日～平成31年8月末日（予定）
制度開始日	平成26年12月1日（予定） （平成27年5月末日からポイント数の付与を開始）
議決権行使	行使しないものといたします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	240,000,000円（信託費用を含む）
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

## 二) B I P 信託から受益者に交付する予定の株式の総数

157,700株（後述「d 割り当てようとする株式の数 <日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 B I P 信託口)>」と同数であります。）

## ホ) 受益者の範囲

対象期間中に当社の取締役として在任していること（対象期間中に新たに取締役になった者を含む。ただし、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）

取締役を退任していること

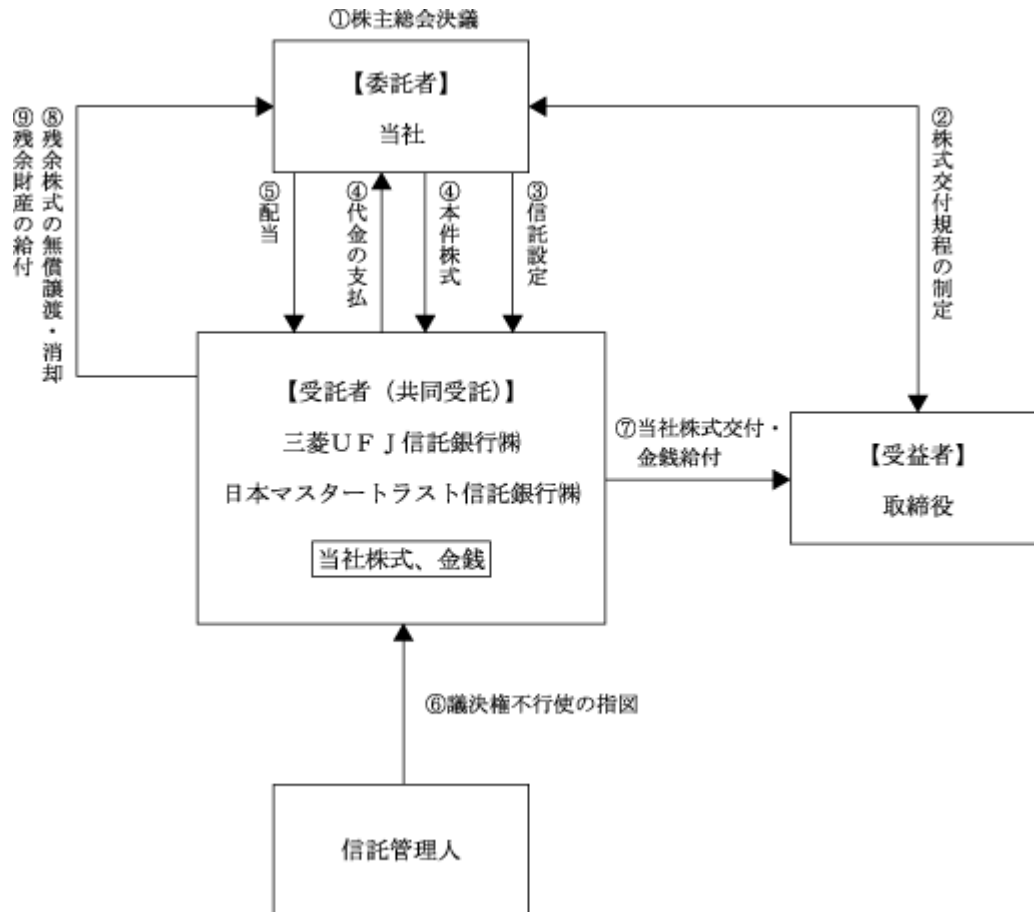
在任中に一定の非違行為があった者でないこと

後述「へ) B I P 信託の仕組み」に定める累積ポイント数が決定されていること

その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

ただし、前述「八) 参考（本制度の概要）」の信託期間の延長が行われ、延長期間の終了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で B I P 信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることとなります。

## へ) B I P 信託の仕組み



当社は平成26年6月18日に開催された当社株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ております。

当社は取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。

当社は における株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、要件を充足する取締役を受益者とする信託（B I P 信託）を設定いたします。

B I P 信託は、信託管理人の指図に従い、 で信託された金銭を原資として当社株式を当社から取得いたします。B I P 信託が取得する株式数は における株主総会の承認決議の範囲内といたします。

B I P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

B I P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。

信託期間中、毎事業年度における業績達成度に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りの当社株式についてはB I P 信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。

毎事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度としてB I P 信託を継続利用するか、B I P 信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。

受益者に分配された後の残余財産は、B I P 信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

## &lt;日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)&gt;

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、資金借入取引があります。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## ト) 従業員持株E S O P信託の内容

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株E S O P信託契約（以下、「E S O P信託契約」といい、E S O P信託契約に基づき設定される信託を「E S O P信託」という。）を締結し、E S O P信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてE S O P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）といたします。

当社の従業員持株会である「東京エレクトロン デバイス社員持株会」（以下、「当社持株会」という。）の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プラン（以下、「本プラン」という。）は従業員株式所有制度（日本版E S O P）に該当いたしますので、以下、本プランの内容を記載いたします。

なお、本プランが適用される当社持株会に入会できる会員は、当社の社員であります。

## チ) 概要

本プランは、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図ることを目的としております。

本プランでは、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が、E S O P信託の設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金により、当社からの第三者割当によって取得いたします。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が取得した当社株式は、E S O P信託契約に基づき、5年間の信託期間内において、毎月一定日にその時々々の時価で当社持株会に売却いたします。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済いたします。E S O P信託の終了後、E S O P信託の信託財産に属する金銭から、E S O P信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、信託収益が存在する場合は、当該金銭をE S O P信託契約で定める受益者要件を充足する従業員（後述「ル）受益者の範囲」をご参照下さい。）に分配いたします。当該分配については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅延なく、当該受益者に対し、受益者の預金口座に振込入金する方法で金銭を支払います。なお、借入金が完済できない場合は、金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証債務を履行いたします。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人がE S O P信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社はその指図に従い議決権を行使いたします。



三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担してE S O P信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担については、三菱UFJ信託銀行株式会社が、本プランについてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下、「具体的E S O P信託事務」という。)について担当いたします。

この具体的E S O P信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

#### リ) 参考(本プランの概要)

信託の種類	特定単独運用の金銭信託(他益信託)
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	当社持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成26年11月17日(予定)
信託の期間	平成26年11月17日～平成32年1月20日(予定)
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	480,000,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

#### ヌ) 当社持株会に売り付ける予定の株式の総数

323,800株(後述「d 割り当てようとする株式の数 <日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)>」と同数であります。)

## ル) 受益者の範囲

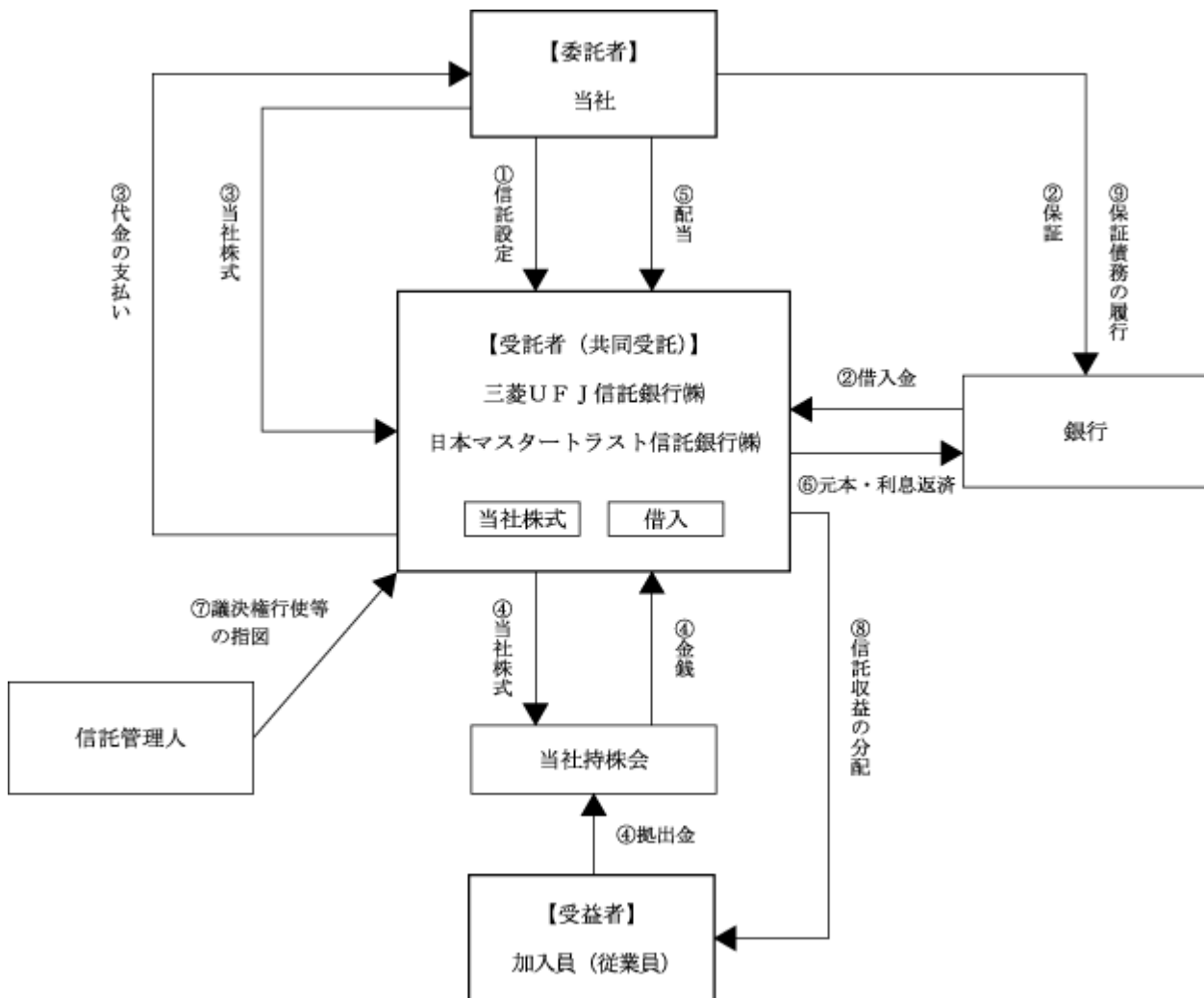
E S O P 信託の受益者となり得る者は、

- (1) 受益者確定手続時点で当社持株会の会員であった者
- (2) 信託期間中に当社持株会の会員であり、会員が所属する会社からの定年退職を理由として、当社持株会を退会した者
- (3) 信託期間中に当社持株会の会員であり、会員が所属する会社の役員への昇格を理由として、当社持株会を退会した者
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じて当社持株会を退会した者

といたします。

ただし、退会後の連絡先等が不明であるため受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

## ヲ) E S O P 信託の仕組み



当社は当社持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とするE S O P 信託を設定いたします。

E S O P 信託は貸付人である銀行（三菱UFJ信託銀行株式会社）から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がE S O P 信託の借入について保証を行い、E S O P 信託は当社に保証料を支払います。

E S O P 信託は上記の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得いたします。

E S O P信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に拠出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。

E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。

E S O P信託は、当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。

信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し金銭が分配されます。

信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。

当社持株会への売却によりE S O P信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

#### c 割当予定先の選定理由

##### <日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)>

当社では、役員報酬体系の見直しの一環として、これまでの役員退職慰労金制度に代わるスキームを模索しておりました。

このような状況のもと、各種取引関係から、三菱UFJ信託銀行株式会社より本制度の提案を受け、制度の導入及び事務コスト等も含めて総合的に勘案した結果、同社を本制度の委託先に選定いたしました。本制度においては前述「b 提出者と割当予定先との間の関係 イ)役員報酬B I P信託の内容」に記載したとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は共同受託者としてB I P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が割当予定先となります。

##### <日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)>

当社では、従業員に対する福利厚生の拡充と社員持株会の活性化を図るための方策を検討しておりました。

このような状況のもと、各種取引関係から、三菱UFJ信託銀行株式会社よりE S O P信託の提案を受け、制度の導入及び事務コスト等も含めて総合的に勘案した結果、同社をE S O P信託の委託先に選定いたしました。E S O P信託においては前述「b 提出者と割当予定先との間の関係 ト)従業員持株E S O P信託の内容」に記載したとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は共同受託者としてE S O P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)が割当予定先となります。

#### d 割り当てようとする株式の数

##### <日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)>

157,700株

##### <日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)>

323,800株

## e 株券等の保有方針

## &lt;日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)&gt;

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は株式交付規程に従い、取締役の退任時に、累積ポイント数に応じた株式を、一定の受益者要件を満たす取締役に交付することになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を受領する予定であります。

## &lt;日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)&gt;

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）はE S O P信託契約に従って、当社株式の売買について合意した上で、信託管理人からの指図に基づき、毎月、当社株式を当社持株会に対しその時々々の時価で売却することになっております。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当該売却する当社株式の売却代金として当社持株会の会員からの給与等天引きによって拠出される金銭を当社持株会から受取り、当該売却代金を三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息の返済に充てさせていただきます。

当該借入金等完済後の当該売却代金の残額は信託財産として蓄積され、E S O P信託の終了後、E S O P信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員 に分配されます。

なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を受領する予定であります。

前述「b 提出者と割当予定先との間の関係（ル）受益者の範囲」をご参照下さい。

## f 払込みに要する資金等の状況

## &lt;日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)&gt;

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からB I P信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、B I P信託契約により確認を行っております。

## &lt;日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)&gt;

当社は、E S O P信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が、借入金によって払込みを行う旨並びに割当てを受けた株式を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）名義にする旨を、平成26年11月17日付で締結予定のE S O P信託契約、共同受託に関する合意書及び金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、E S O P信託契約及び当該金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人である当社が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、E S O P信託契約に基づき借入人から保証料を受取ります。

## g 割当予定先の実態

## &lt;日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)&gt;

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものいたします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除く。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下、「役員等」という。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議の上、選任するものいたします。

なお、B I P信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏といたします。

また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、ホームページに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものとしております。

以上より、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないものと判断いたしました。なお、当社はその旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## &lt;日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)&gt;

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、E S O P信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使するなどの具体的E S O P信託事務を担当いたします。

その他の包括的管理業務については、E S O P信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除く。）であること、(2)役員等、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議の上、選任するものいたします。

なお、E S O P信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏といたします。

信託管理人は、E S O P信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権の行使（以下、「議決権行使」という。）を行うため、E S O P信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図（信託財産である本株式の議決権の総数に当社持株会から示された賛成又は反対の比率をそれぞれ乗じて、賛成の議決権行使をする数と反対の議決権行使をする数を算出し行使する。）を、書面にて受託者に提出するものいたします。

割当予定先が特定団体等であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、ホームページに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものとしております。

以上より、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないものと判断いたしました。なお、当社はその旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は、本制度及び本プランの導入を目的として行います。

払込金額は最近の株価推移を鑑み、恣意性を排除した金額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の直前1ヶ月間(平成26年9月29日から平成26年10月27日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である1,482円(円未満切捨て、平成26年10月27日終値(1,457円)比1.72%)としております。直前1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用した理由は、特定の一時点を基準とすることに比べ、一時的な株価変動の影響など特殊要因が排除され、算定根拠としてより客観性が高く合理的であると判断したためであります。

また、当該株価は株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日(平成26年10月27日)の終値1,457円(円未満切捨て)に101.72%(プレミアム率1.72%)を乗じた額であり、直前3ヶ月間(平成26年7月28日から平成26年10月27日まで)の終値の平均値である1,496円(円未満切捨て)に99.06%(ディスカウント率0.94%)を乗じた額、あるいは同直前6ヶ月間(平成26年4月28日から平成26年10月27日まで)の終値の平均値である1,450円(円未満切捨て)に102.21%(プレミアム率2.21%)を乗じた額であることから、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記払込金額については、取締役会に出席した監査役全員(社外監査役2名を含む。)が、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)に対する処分数量については、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役に交付すると見込まれる株式数であり、また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)に対する処分数量については、現在の当社持株会の年間買付実績をもとに、今後約5年間の信託期間中に当社持株会が当該信託口より購入する予定数量に相当するものであります。これらの処分数量の合計による希薄化の規模は発行済株式総数に対し4.54%(小数点第3位を四捨五入、平成26年9月30日現在の総議決権個数99,618個に対する割合4.83%)と小規模なものであります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式のうち、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)に割当てられたものは、株式交付規程に従い取締役に交付されるものであり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)に割当てられたものは、毎月一定日に当社持株会に対し売却されるものであることから、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
東京エレクトロン株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番1号	3,532,700	35.46	3,532,700	33.83
東京エレクトロンデバイス 社員持株会	神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地 4	471,190	4.73	471,190	4.51
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(従業員持株 E S O P信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	0	0.00	323,800	3.10
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	0	0.00	157,700	1.51
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	137,200	1.38	137,200	1.31
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバン ク銀行株式会社)	388GREENWICHSTREET,NY,NY10013,USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30 号)	79,598	0.80	79,598	0.76
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	61,100	0.61	61,100	0.59
一般社団法人全国水産業団 体	東京都千代田区内神田一丁目1番12号	60,000	0.60	60,000	0.57
奥田一志	東京都世田谷区	56,100	0.56	56,100	0.54
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人 バークレイ ズ証券株式会社)	5 THE NORTH COLONNADE CANARY WHARF LONDON E14 4BB UNITED KINGDOM(東京都港区六本木六丁目10 番1号)	47,600	0.48	47,600	0.46
計		4,445,488	44.62	4,926,988	47.18

(注) 1 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入しております。

3 上記のほか平成26年9月30日現在の当社保有の自己株式は636,000株(持株比率6.00%)であります。なお、当社は平成26年11月20日付で自己株式154,500株の消却を予定しており、本自己株式処分と当該自己株式消却の結果、保有自己株式数は0株となります。(平成26年10月1日以降の単元未満株式の買取り分は含んでおりません。)

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第29期有価証券報告書及び第30期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

### 第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第29期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成26年6月19日に関東財務局長に提出しております。

#### 1 提出理由

当社は、平成26年6月18日の第29期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月18日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

- ネットワークシステム等の設備投資関連ビジネスにおける業容拡大等を図るため、現行定款第2条（目的）に定める事業目的の追加
- 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第8条（単元未満株式についての権利）を新設
- 上記の変更に伴う条数の変更



## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、砂川俊昭、栗木康幸、久我宣之、天野勝之、徳重敦之、初見泰男、上小川昭浩、常石哲男、石川國雄及び不破久温を選任するものであります。

## 第3号議案 取締役賞与支給の件

## 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

## 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

## 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成及び反対並びに棄権及び無効の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	73,100	306	0	(注) 1	可決 90.46
第2号議案 取締役10名選任の件					
砂川 俊昭	72,334	1,072	0	(注) 2	可決 89.52
栗木 康幸	72,627	779	0		可決 89.88
久我 宣之	72,424	982	0		可決 89.63
天野 勝之	72,424	982	0		可決 89.63
徳重 敦之	72,424	982	0		可決 89.63
初見 泰男	72,627	779	0		可決 89.88
上小川 昭浩	73,065	341	0		可決 90.42
常石 哲男	73,033	373	0		可決 90.38
石川 國雄	72,516	890	0		可決 89.74
不破 久温	72,494	912	0		可決 89.71
第3号議案 取締役賞与支給の件	72,764	642	0	(注) 3	可決 90.05
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	72,664	742	0		可決 89.92
第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	71,900	1,506	0		可決 88.98
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	72,728	678	0		可決 90.00

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

### 第3 最近の業績の概要について

平成26年10月28日開催の取締役会において決議された第30期第2四半期（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,285	1,108
受取手形及び売掛金	22,994	27,013
商品及び製品	21,449	23,063
仕掛品	28	24
その他	5,821	5,509
貸倒引当金	2	-
流動資産合計	51,578	56,720
固定資産		
有形固定資産	989	971
無形固定資産	1,349	1,260
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	829	775
その他	2,728	2,965
貸倒引当金	10	10
投資その他の資産合計	3,547	3,729
固定資産合計	5,886	5,961
資産合計	57,464	62,681
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	7,887	7,687
短期借入金	11,531	12,891
賞与引当金	377	416
役員賞与引当金	7	9
その他	5,507	7,186
流動負債合計	25,310	28,191
固定負債		
長期借入金	2,000	5,000
役員退職慰労引当金	165	-
退職給付に係る負債	5,649	6,495
その他	487	660
固定負債合計	8,302	12,156
負債合計	33,613	40,348

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,495	2,495
資本剰余金	5,645	5,645
利益剰余金	15,147	14,634
自己株式	-	859
株主資本合計	23,288	21,915
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	1
繰延ヘッジ損益	16	203
為替換算調整勘定	105	203
退職給付に係る調整累計額	475	416
その他の包括利益累計額合計	563	418
純資産合計	23,851	22,333
負債純資産合計	57,464	62,681

## (2) 四半期連結損益計算書

第2四半期連結累計期間

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	47,208	53,952
売上原価	40,020	46,606
売上総利益	7,188	7,346
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	2,837	2,924
賞与引当金繰入額	440	404
退職給付費用	390	373
その他	3,050	3,071
販売費及び一般管理費合計	6,719	6,773
営業利益	468	573
営業外収益		
保険配当金	32	35
その他	19	6
営業外収益合計	51	42
営業外費用		
為替差損	255	110
その他	32	62
営業外費用合計	288	173
経常利益	232	442
特別損失		
固定資産除却損	6	2
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	-	0
特別損失合計	6	2
税金等調整前四半期純利益	226	439
法人税等	11	151
少数株主損益調整前四半期純利益	214	287
四半期純利益	214	287

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月18日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第30期 第1四半期	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月18日

東京エレクトロン デバイス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 尚 己
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	構 康 二
--------------------	-------	-------

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン デバイス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン デバイス株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京エレクトロン デバイス株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、東京エレクトロン デバイス株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月18日

東京エレクトロン デバイス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 尚己指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 構 康二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロン デバイス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン デバイス株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月7日

東京エレクトロン デバイス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 本 尚 己 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 構 康 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京エレクトロンデバイス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京エレクトロン デバイス株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。